



かねやま

お知らせ版



平成26年7月24日発行／第16号

発行／金山町

電話 54-5111

編集／総務課総務係

目次

沼沢湖水まつりのぼり旗の掲揚／高齢受給者証更新	1ページ
マイマイガの大量発生／下水道排水設備工事責任技術者試験	2ページ
産後健診・1ヵ月児健診費助成／スーパーマルコ体操	3ページ
給付金のご案内	4ページ
消防操法両沼予選会／農地の貸し借り新制度	5ページ
只見線応援企画／有害鳥獣防護柵設置費助成	6ページ
からだ楽々教室／町内各地区の放射線量	7ページ
国民健康保険税率を据え置き	8ページ
工事残土等の受入先を募集	9ページ
8月の資源回収	10ページ

「沼沢湖水まつりのぼり旗」の設置について

「沼沢湖水まつり」を8月2日と3日に開催します。町民全体で盛り上げるため、のぼり旗を自宅前などに掲揚してください。

なお、歩行者や車などの安全を確保するため、国道や県道の道路敷、標識の支柱などには設置しないよう注意してください。

記

- ・期 間 7月27日（日）から8月3日（日）まで
- ・場 所 各戸の主要道路からの入口付近（敷地内）

※期間終了後、各戸で「のぼり旗」を撤去してください。

のぼり旗、ポールをお持ちでない場合は、役場へご連絡下さい。

◎問い合わせ／商工観光係 電話 54-5327

70歳から74歳までの国保加入者の皆さんへ

国民健康保険 高齢受給者証 更新のお知らせ

現在お使いの高齢受給者証は、平成26年7月末が有効期限です。

8月から有効となる新しい高齢受給者証を、区長様を通じて配布します。

古い高齢受給者証は、役場住民課、横田出張所、国保診療所へ返却してください。

※高齢受給者証は、医療費の自己負担割合を示すものです。国保保険証とともに、医療機関に提示してください。

◎問い合わせ／保健福祉係 電話 54-5135

マイマイガの大量発生について

全国的に、「マイマイガ」というガが大量発生しています。町内でも、街灯のある電柱などで多く見られます。



成虫の特徴

- ・人体に害を及ぼすことはありません(皮膚の敏感な方は、触るとかぶれることがあります。)
- ・6～8月に羽化し、体長約4～7センチ。光に集まりやすく、寿命は7～10日です。成虫は何も食べません。
- ・メスの成虫は白っぽく、照明近くの壁や電柱などに卵を産みつけることがあります。卵はかたまりで産み付けられ、茶色、黄色、灰色などをしてしています(綿状のものに包まれているものもあります。)

対策は

- ・市販のガ対策用の殺虫剤を散布する際は、ゴーグルやマスク、手袋をしてください(舞い上がる鱗粉鱗毛への対策です)。
- ・危険ですから、高いところの成虫を無理に駆除しないようにしてください(成虫は、野鳥の餌にもなります。)
- ・明るいと好むので、消灯も効果的ですが、防犯に十分配慮してください。
- ・成虫の死がい、燃えるゴミに出すか、土に埋めましょう。
- ・卵のかたまりは、無理のない範囲で取り除き、燃えるゴミとして出すか、土に埋めましょう。

問い合わせ 保健福祉係 電話 54-5135

平成26年度 下水道排水設備工事責任技術者 資格認定試験受験案内

- ★試験日時：11月2日(日) 午後1:30～ 午後3:30
- ★会場：日本大学工学部(郡山市田村町徳定字中河原1番地)
- ★受験申込：8月1日(金)から9月5日(金)までに上下水道係にある「受験申込書」「受験票」及び「写真票」に必要事項を記入し、提出してください。
- ★提出先：金山町役場建設課上下水道係

※その他詳しいことは下記にお問い合わせください。

問い合わせ／公益財団法人福島県下水道公社 業務部企画管理課
電話 024-524-3510

お母さんと赤ちゃんの初めての健診の費用を助成します！

産後健診・1か月児健診費助成事業のお知らせ

出産後1か月ごろに、出産した医療機関で受ける産後健診・1か月児健診にかかる費用の助成を行っています。

【対象者】

平成26年4月1日以降に出産したお母さんと生まれた赤ちゃん
(健診日に金山町内に住所を有する方)

【対象となる健診】

産後健診及び1か月児健診
(産後及び出生後おおむね1か月時点で受診した保険適用外の健診)

【助成額】

産後健診と1か月児健診にかかった費用の合計額(上限5000円)

【申請方法】

申請には以下のものが必要になります。

- ① 健診を受けた時に発行された領収書・明細書
- ② 申請書(住民課保健福祉係にあります)
- ③ 申請者の通帳と印鑑



◎問い合わせ／保健福祉係 電話 54-5135

スーパーマルコ体操に参加しませんか？



スーパーマルコ体操は、さまざまな動きを取り入れた総合型介護予防運動です。全身の筋肉を使い、脳を活性化し、認知症予防に効果があると言われています。音楽に合わせて楽しくできる運動です。どなたでも参加できますので、ぜひご参加ください。

日 時	場 所
8月20日(水)	横田公民館
8月27日(水)	町民体育館

☆時間は13:30～15:00です。

☆事前申し込みは不要です。動きやすい服装でお越しください。

◎問い合わせ／保健福祉係 電話 54-5135

給付金のご案内

平成26年4月からの消費税率引き上げに伴い、今年度下記のとおり2つの給付金が支給されます。金山町でも給付金の受付を開始いたします。

【臨時福祉給付金】

7月25日(金)から申請を受付ます。なお、該当される方には申請書を郵送します。

◆ 支給対象者

平成26年度分の住民税が課税されていない方。ただし、次の要件に該当する方は除きます。

※ 課税者の扶養になっている方、生活保護の受給者である方。

◆ 支給額

1人につき 10,000円

次に該当する方は5,000円が加算されます。

※ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者

※ 児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者

【子育て特例臨時給付金】

7月25日(金)から申請を受付ます。なお、該当される方には申請書を郵送します。
(公務員の方も7月25日(金)から受付開始となります。)

◆ 支給対象者

- ・ 平成26年1月分の児童手当、特例給付を受給している方。
- ・ 平成25年中の所得が、児童手当の所得制限限度額未満である方。

◆ 支給額

対象児童1人につき10,000円(児童は受給者ではありません。)

◆ 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当、特例給付の対象となる児童
ただし、次の方は除きます。

※ 「臨時福祉給付金」の対象となる児童

※ 生活保護の受給者となっている児童など

◆ 申請先

金山町役場住民課保健福祉係

◆ 申請期間

7月25日(金)～10月27日(月)

◎問い合わせ／保健福祉係 電話 54-5135

消防操法両沼地方予選会が開催されます

消防操法大会は、消防技術の向上や火災防御体制の強化を図るために行われています。町からは、ポンプ車の部に第2分団選抜チーム、小型ポンプの部に第3分団選抜チームが出場します。自分たちのベストを尽くすため、出場する団員らは6月から訓練を続けています。家族、そして仲間に支えられ、頑張る彼らの雄姿を応援に是非お越しください。

日 時 7月27日（日）午前9時～

会 場 会津美里町 消防操法訓練場（会津若松署会津美里分庁舎裏）

出場選手

＜ポンプ車の部＞

＜小型ポンプの部＞

指揮者 小林 莊樹（横田班）

指揮者 五ノ井 智徳（水沼班）

1番員 長谷川 秀利（橋立班）

1番員 五ノ井 仁（大志班）

2番員 滝沢 俊輔（上横田班）

2番員 大友 三千夫（中川・上田班）

3番員 菅家 翔（大塩班）

3番員 渡 部 新（水沼班）

4番員 齋藤 真吾（越川班）

補 欠 星 浩 司（中川・上田班）

補 欠 渡部 貴裕（横田班）

◎問い合わせ／総務課 電話 5 4 - 5 2 1 5

農地の貸し借り等が新しい制度に変わります

新しく農地中間管理事業が始まります。

農地中間管理事業とは農地中間管理機構（福島県農業振興公社）が農地の貸付を希望する方から農地を借り受け、規模拡大を希望する方へ農地をまとめて貸し付けることにより、地域内の農地利用を進める事業です。

★自分で農地を耕作できない方は農地中間管理機構へ貸付ください。

★農地の規模を拡大したい方は借り手の公募に応募ください。

～農地の貸し借りの流れ～

①農地中間管理機構が区域を定めて農地の借り手を公募します。（インターネット等による。）

※公募開始は8月1日予定です。

②借入希望者が応募

③応募者の公表（公社HP等での公表）

④農地を貸したい人は、農地がある市町村窓口へ相談します。

⑤貸し手、借り手の調整後、その結果を公告し、貸借が決定します。

◎問い合わせ／農林振興係 電話 5 4 - 5 3 2 1

只見線に乗って ピザ・バウムクーヘン作り体験！

今回は、夏休み特別企画として、只見ユネスコ・エコパークの青少年旅行村で、ピザ・バウムクーヘン作り体験コースを企画いたしました。お誘い合わせの上ご参加いただき、みんなで只見線に乗って応援しましょう。

平成26年度 「只見線に乗って ピザ・バウムクーヘン作り体験！」

＜日 時＞平成26年8月18日（月）

＜参加資格＞どなたでも結構です。婦人会、老人会などの団体大歓迎。

＜集 合＞最寄りの各駅に集合となります。下記時間に乗り遅れないようにお願いいたします。なお、代行バスの停留所は鉄道駅の場所とは異なる場合がありますのでご注意ください。

＜定 員＞先着30名となります。※応募人数によっては中止となる場合があります。

＜行 程＞会津川口 10:20・・・(JR 代行バス)・・・11:10 只見駅
＝11:20 青少年旅行村いこいの森（ピザ・バウムクーヘン作り）
14:10＝只見駅 14:32・・・(JR 代行バス)・・・15:22 会津川口

凡例)・・・ JR 只見線・代行バス ＝送迎バス

＜参 加 料＞ピザ・バウムクーヘン作り体験料 1人1,000円。

※JR 只見線乗車やバス代など移動にかかる運賃は協議会で負担します。

※参加者全員に「ゆる鉄キャンペーン」缶バッジをプレゼント。

＜申込期限＞平成26年8月11日（月） ※期間厳守

◎申込・問い合わせ／奥会津振興センター 電話 48-5525

有害鳥獣防護柵設置費を助成します

町は有害鳥獣による農作物の被害を防止、軽減するために防護柵を設置する世帯に対して助成します。

・助成額：設置費用の1/2（限度額1台あたり25,000円）

※1世帯2台まで

※既に電気柵を設置し、助成金を受けている世帯でも新たに設置される場合は申請することができます。

町内でも熊の目撃情報が相次いでいます。山などに行くときは、音の出るものを持ち歩き、十分注意してください。

からだ楽々教室～軽やかな☆からだづくり～ ○●○●参加者募集○●○●

～室内編～

昨年まで町で実施していた「膝・腰痛予防教室」です。室内で簡単にできる運動を行います。自宅でも取り入れやすい運動ですので、まずはお気軽にご参加ください。

日 時	場 所
8月28日（木）	町民体育館
9月10日（水）	横田公民館
10月 8日（水）	ゆうゆう館
11月20日（木）	横田公民館

※持参するもの：参加費150円
健康手帳

※事前申し込みは不要です。

※運動しやすい服装でご参加ください。

～プール編～

水中運動は、膝や腰への負担が陸上運動に比べて軽くなるといわれています。なかなかプールへは行けないという方もよい機会となりますので是非一度ご参加ください。

日 時	場 所
8月19日（火）	西会津ひめさゆり公園
9月30日（火）	西会津ひめさゆり公園
10月21日（火）	リステル猪苗代
11月11日（火）	リステル猪苗代

※持参するもの：参加費150円

他2000円程度

水着・水泳帽・タオル

※プール参加希望者は8月1日（金）までに事前に役場住民課へお申込みください。希望者には詳細を後日お知らせいたします。

☆講 師： 島田 一郎 先生

◎問い合わせ／保健福祉係 電話54-5135

町内各地区の放射線量

町が独自に行っている、各地区の空間放射線量についてお知らせします。

※測定結果は気象条件等により変動しますので、数値は目安としてご覧ください。

<測定日 平成26年6月30日>

測定地点：各地区集会所 （単位：マイクロシーベルト／時間 地上1mの高さで測定）

川 口	0.064	上 田	0.068	横 田	0.078
小栗山	0.072	水 沼	0.086	上横田	0.070
八 町	0.072	上大牧	0.074	土 倉	0.052
玉 梨	0.078	下大牧	0.068	西 部	0.070
西 谷	0.076	高 倉	0.064	大 塩	0.084
本 名	0.070	大栗山	0.064	滝 沢	0.080
橋 立	0.074	福 沢	0.080	田 沢	0.068
大 志	0.076	三 更	0.076	山入1	0.080
板 下	0.064	沼 沢	0.132	山入2	0.068
宮 崎	0.060	太郎布	0.070	越 川	0.078

◎問い合わせ／総務係 電話54-5215

平成 26 年度 国民健康保険税の 税率を据置きます

平成 26 年度、国民健康保険税の税率は据置きし、前年度と同率となります。
更に軽減基準額が引き上げられ、保険税を軽減される人が拡大します。

軽減措置の拡充

世帯の前年中の所得が決められた所得基準を下回っている場合は、保険税の均等割額と平等割額が所得に応じて 7 割・5 割・2 割軽減されます。この軽減の基準となる所得額が引き上げられ、保険税を軽減される人が拡大されます。

(1) 5 割軽減の拡大

基準額：33 万円 + 24.5 万円 ×
（被保険者数－世帯主）以下
夫婦 2 人、子 1 人で夫の給与収入のみで
147 万円以下



基準額：33 万円 + 24.5 万円 ×
（被保険者数－世帯主）以下
夫婦 2 人、子 1 人で夫の給与収入のみで
178 万円以下

(2) 2 割軽減の拡大

基準額：33 万円 + 35 万円 ×
被保険者数 以下
夫婦 2 人、子 1 人で夫の給与収入のみで
223 万円以下



基準額：33 万円 + 45 万円 ×
被保険者数 以下
夫婦 2 人、子 1 人で夫の給与収入のみで
266 万円以下

保険税の賦課限度額(上限)

区 分	25 年度	26 年度
医療分	51 万円	= 51 万円
後期支援分	14 万円	➡ 16 万円
介護分	12 万円	➡ 14 万円

お願い

◎国保税の納期内納税にご協力をお願いいたします。

◎問い合わせ／住民課

★給付に関すること【保健福祉係】54－5135

★保険税に関すること【住民税務係】54－5121

工事残土・浚渫土砂の受入先を募集します

町では、国道 252 号本名トンネル工事で発生する残土や只見川に堆積した土砂の掘削による土砂の受け入れ先を募集しています。

◆募集期間 随時

◆募集条件

- 1 地区内の合意が得られる土地
- 2 他の住民に影響を与えない土地（所有者が複数の場合はすべての所有者の同意が必要）
- 3 農地の場合、農地埋立に係る届出書が受理される土地
- 4 公道、私道、農道等に隣接し、運搬車輛（10t ダンプ）が搬入可能な土地
- 5 風致上、公害上、防災上支障のない土地（保安林など規制を受ける可能性がある土地の場合は、町が関係官庁と協議の上確認します）
- 6 次の要件に該当する土地
 - ① 概ね面積：3,000m² 以上で高さ平均 1m 以上盛土できる土地（3,000m³ 以上受け入れられる土地）
 - ② 場所：町内の土地
 - ③ 地盤が安定している土地（地滑りや土砂災害を引き起こす危険の少ない土地）

◆その他特記

- 1 発生土受入先の規模・条件等により搬入順位が変わる場合があります。
- 2 埋立期間の指定は出来ません。（場合によっては、数年以上かかる場合があります）
- 3 盛土に伴う表土撤去や農地復元、敷き均し、締め固め、水路の復元、擁壁の設置、土砂流出等被害防除のための工事費は施行者との協議となります。
- 4 産業廃棄物、汚染土壌等は搬入しません。
- 5 土砂の受入れ量に相当する土砂処分料を土地所有者に支払う事業ではありません。
- 6 残土受入地として底地の売買を希望する方の申し出も受け付けます。

◆申込方法 各行政区長に申し出ください。

◎問合先／ 建設係 電話 5 4 - 5 3 1 1

8月の資源回収

町内全域

月 日	種 類
8月2日（土）	段ボール
6日（水）	プラスチック容器包装 
7日（木）	ペットボトル
9日（土）	紙類 
20日（水）	プラスチック容器包装 

川口・沼沢地区のみ

月 日	種 類
8月20日（水）	缶類・びん類 
27日（水）	不燃ごみ

西谷・本名・横田地区のみ

月 日	種 類
8月 6日（水）	缶類 
13日（水）	びん類・不燃ごみ

今年度より乾電池は不燃ごみとして回収します、他の不燃ごみと一緒に不燃ごみ回収日に出してください。各地区に設置してある乾電池回収ボックスは8月中に順次撤去します。

- ※びんは雨水が入らないように立てずに横に倒して出して下さい。
- ※殺虫剤などのスプレー缶の中身が残っていると、処理をする際に爆発し、大変危険です。中身を使い切り、穴をあけてから捨ててください。
- ※燃やせるごみはよく水気を切って出して下さい。

問い合わせ／保健福祉係・電話54-5135